事務職以外

令和８年度藤沢市会計年度任用職員採用試験受験案内

１．募集職種、勤務条件等

募集職種 募集人員 報酬額等	別表のとおり ※本市職員として在職期間がある場合、条例等の定めるところにより、その職歴に応じて、報酬額を決定します。 ※市職員の給与改定がされた場合は、報酬額が増減することがあります。
任用期間	２０２７年４月１日から２０２８年３月３１日まで ※同一の職が翌年度に設置される場合は、人事評価及び勤務実績等による客観的な能力の実証に基づき、再度の任用（上限回数無し）を行う場合があります。
休日	週休日　土曜日及び日曜日ほか数日 休　日　国民の祝日及び年末年始（12 月 29 日から 31 日まで、１月 2 日及び 3 日） ※一部の職場は土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始に勤務あり
休暇	6 月以上継続して勤務する場合に年次有給休暇を付与します。 その他にも忌引休暇等の特別休暇があります。
手当等	条例等の定めるところにより、時間外勤務報酬、通勤費、期末・勤勉手当（時給の職種を除く）等が支給されます。
社会保険等	週の勤務時間数により異なります。 週２０時間以上の場合　健康保険、厚生年金、雇用保険、災害補償が適用されます 週２０時間未満の場合　災害補償が適用されます
その他	基本報酬支給日は当月２０日（時間外勤務報酬等のその他報酬支給日は翌月２０日）

２．その他勤務条件に係る留意事項

◆服務に関する規定の適用について◆

地方公務員法上の服務に関する次の規定が適用されます。

（１）服務の根本基準（地方公務員法第３０条）
（２）服務の宣誓（地方公務員法第３１条）
（３）法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第３２条）
（４）信用失墜行為の禁止（地方公務員法第３３条）
（５）秘密を守る義務（地方公務員法第３４条）
（６）職務に専念する義務（地方公務員法第３５条）
（７）政治的行為の制限（地方公務員法第３６条）
（８）争議行為等の禁止（地方公務員法第３７条）

※営利企業への従事等の制限（地方公務員法第３８条）が除外されているため、民間企業等との兼業は可能です。（要申請）

◆条件付採用について◆

地方公務員法の規定に基づき、任用期間ごとに採用日から１か月間は、条件付採用となります。（採用後１か月間の勤務日数が１５日に満たない場合には、その日数が１５日に達するまで（最長任期の末日まで）延長されます。）条件付採用期間中の職員は、地方公務員法第２９条の２の規定により、分限・懲戒処分の手続き等に関する規定の適用が除外されます。なお、条件付採用期間の勤務条件に変更はありません。

◆こども性暴力防止の対応について◆

令和８年１２月２５日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、こども性暴力防止法の制度対象となる業務（認定予定を含む）に従事する場合、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、制度対象となる業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、保育士など、制度対象となる業務に従事する職種について、採用までの間に、書面等により特定性犯罪の前科の有無を確認します。確認の結果、特定性犯罪の前科があることが判明した場合は、合格を取り消す場合があります。また、特定性犯罪前科がない旨の申告があったものの、実際には特定性犯罪前科があった場合、合格取消事由に該当するものとします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容については、こども性暴力防止法第２条第７項及び第８項をご参照ください。

３．受験資格

各職種の受験資格は別表に記載しています。

なお、地方公務員法第１６条により、次のいずれかに該当する人は受験できません。

（１）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

（２）藤沢市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人

（３）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※外国籍の人も受験できますが、採用日において就労が制限される在留資格の人は採用されません。

４．受験申込手続

次の期間中に「e-kanagawa 電子申請システム」から申込みをしてください。

※藤沢市ホームページ「【事務職以外】２０２７年４月１日任用開始の会計年度任用職員(市の職員)の募集」に採用試験申込に係るリンクを貼付しています。

【申込受付期間】

２０２６年１１月２０日（金）正午～２０２６年１２月１８日（金）午後５時（２４時間申込可能）

※上記方法にて対応が困難な場合には、下記注意点をご覧ください。

◆申込みの注意点◆

（１）同日程に申し込みを行っている採用試験において、複数の職種に申し込むことはできません。

（２）障がいのある人で、受験に際して配慮が必要な人は電話等で相談してください。

（３）申込方法は**原則として上記の電子申請のみ**となりますが、やむを得ず対応が困難な場合は「令和８年度藤沢市会計年度任用職員採用試験申込書　兼　第一次試験課題用紙」及び「受験資格を証明するものの写し（取得見込者は除く）」を職員課に郵送する方法または、職員課の窓口に直接提出す

る方法（受付時間：平日午前９時～午後５時）でも受け付けます。（郵送での提出は２０２６年１２月１８日（金）到着分まで、窓口での提出は２０２６年１２月１８日（金）午後５時までとなります。申込受付期間外に提出されたものは受付いたしません。）

（４）郵送する場合は、配達記録が確認できる方法で送付してください。
なお、受け取りの確認ができなかった場合の責任は負いかねます。

＜送付先＞
〒２５１－８６０１
藤沢市朝日町１－１
藤沢市役所職員課　会計年度任用職員採用試験担当　宛

５．試験概要

（１）第一次試験

試験内容	書類審査・作文試験（テーマ：自身の経験を受験職種でどう活かしていくか）
提出方法	申込時に「第一次試験課題」の設問に入力してください。 ※郵送や窓口提出の場合は、「令和８年度藤沢市会計年度任用職員採用試験申込書　兼　第一次試験課題用紙」を提出してください。 ※申込書と別々に提出することや、どちらか一方の再提出は認めておりません。
合格発表	２０２７年１月１５日（金）までに藤沢市ホームページ及び藤沢市役所本庁舎７階職員課に掲示します。

（２）第二次試験

試験内容	面接試験 ※職種により実技試験等がある場合は、第一次試験の合格者へお知らせします。
試験日程	２０２７年１月３０日（土）、３１日（日）、２月６日（土）、７日（日）の中で指定する１日 ※詳細は合格者にお知らせします。
会場	藤沢市役所本庁舎ほか　※詳細は合格者にお知らせします。
合格発表	２０２７年２月下旬を予定

６．その他

（１）受験資格がないこと又は申込書記載事項などが正しくないことが明らかになった場合は、採用されないことがあります。

（２）選考の内容や結果についてはお答えできません。

（３）この試験に関して提出された書類は、お返しできません。

（４）天災等により試験が実施できない場合、試験日程や合格発表を変更する場合があります。

総務部 職員課 人材育成担当